

[岡山市] (27)

「産業拠点の既存工場等の事業活動に必要な施設」の取扱い

(令和6年11月1日制定)

産業拠点に現に立地している既存施設を、当該産業拠点に隣接する市街化調整区域内において拡張することを目的とする開発行為等で、次の各号に該当するものは、開発審査会の議を経て、法第29条又は第43条の規定により許可できるものとする。

- (1) 「岡山市企業用地の確保に関する運用方針」に掲げる「産業拠点の既存工場等の事業活動に必要な施設」に該当するものとして市所管部局より認められたものであること。
- (2) 申請地は、路地状敷地（旗竿敷地）とならないこと。
- (3) 周辺の自然環境、農地環境及び生活環境との調和が図られるよう次に掲げる環境対策が講じられていること。
 - ア 周辺地域に著しい交通上の支障を起こさぬよう配慮した事業計画とすること
 - イ 申請地から生じる排水、振動、騒音等の支障に対して、適切な対策を行なうこと
 - ウ 緑地等による緩衝帯を敷地境界に沿って適切に配置するとともに、申請地内の建築物と隣接地との距離を適切に保つこと

（参考）対象となる産業拠点

- ・ 新産業ゾーン企業団地（東区）
- ・ 西大寺内陸工業団地（東区）
- ・ 空港南産業団地（北区）
- ・ 藤田工業団地（南区）
- ・ 瀬戸工業団地（東区）
- ・ 万富内陸工業団地（東区）
- ・ 九蟠工業団地（東区）
- ・ 空港工業団地（北区）
- ・ 岡山リサーチパーク（北区）
- ・ (協)岡山鉄工センター（北区）
- ・ (協)スキルミヤコ（南区）